

参 考 資 料（過去の混雑空港運航許可申請に係る答申の例）

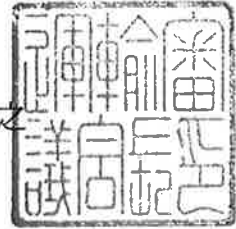
○スカイマーク株式会社からの混雑空港運航許可申請について
（平 2 4 第 9 0 0 1 号）

○Peach・Aviation株式会社からの混雑空港運航許可申請について
（平 2 5 第 9 0 0 1 号）

国運審第36号
平成24年3月6日

国土交通大臣 前田 武志 殿

運輸審議会会長 大屋 則之



答 申 書

スカイマーク株式会社からの混雑空港運航許可申請について

平24第9001号

平成24年2月14日付け国空事第3347号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

スカイマーク株式会社の申請に係る関西国際空港を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、別表に掲げる運航計画に基づき国内定期航空運送事業を営むため、本件申請を行ったものである。
2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 関西国際空港においては、発着規制として、1時間の発着回数を40回（うち出発回数32回、到着回数25回）とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める関西国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、関西国際空港における航空機整備等の所要時間及び相対する各空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

(2) 現在、関西～札幌間の路線では、全日本空輸株式会社が1日5往復、株式会社日本航空インターナショナルが1日4往復及びP e a c h ・ A v i a t i o n株式会社が1日3往復の運航を、関西～那覇間の路線では、全日本空輸株式会社が1日6往復及び株式会社日本航空インターナショナルが1日4往復の運航を、それぞれ行っている。

申請者によるこれらの路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、より一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利

用者利便の一層の向上に寄与するものであること等を勘案すると、本件申請は関西国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

なお、関西～羽田間の路線については、短期間（平成24年3月25日から平成24年4月30日まで）の限定的な運航であることから、航空法第107条の3第3項第2号に掲げる基準に適合するかの判断材料とはしていない。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

別 表

路 線	運航回数	運航開始日	使用航空機の型式
関西（関西国際空港）～ 札幌（新千歳空港）	1日2往復 （注1）	平成24年3月25日	ボーイング式737-800型
関西（関西国際空港）～ 羽田（東京国際空港）	1日1往復	平成24年3月25日 （注2）	ボーイング式737-800型
関西（関西国際空港）～ 那覇（那覇空港）	1日1往復 （注3）	平成24年3月25日	ボーイング式737-800型

（注1）平成24年4月27日以降、1日3往復

（注2）平成24年4月30日までの運航

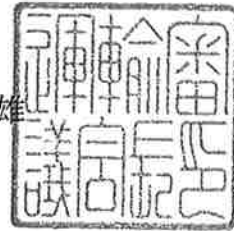
（注3）平成24年4月27日以降、1日3往復



国 運 審 第 9 号
平成 2 5 年 1 0 月 3 日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

運輸審議会会長 上野 文雄



答 申 書

Peach・Aviation株式会社からの
混雑空港運航許可申請について

平 2 5 第 9 0 0 1 号

平成 2 5 年 9 月 1 2 日 付 け 国 空 事 第 2 5 4 9 号 を も っ て 諮 問 さ れ た 上 記 の
事 案 に つ い て は 、 審 議 し た 結 果 、 次 の と お り 答 申 す る 。

主 文

Peach・Aviation株式会社の申請に係る成田国際空港を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、成田（成田国際空港）～関西（関西国際空港）間において国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、当該路線において平成25年10月27日からエアバス式A320-214型機を使用し、1日2又は3往復の運航を行おうとするものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 成田国際空港においては、発着規制として、1週間の発着回数を最大5、192回にするとともに、30分間の発着回数について6時台から20時台までの間は出発を5回～24回、到着を8回～23回、合計を28回～32回と、また、21時台及び22時台は、A滑走路発着を8回～16回、B'滑走路発着を8回～16回とするなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める成田国際空港での発着は、他の航空運送事業者を含む時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、成田国際空港における航空機整備等の所要時間及び関西国際空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと

認められる。

(2) 当該路線では、現在、ジェットスター・ジャパン株式会社が1日3往復の運航を行っている。

申請者による当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって、低価格な運賃により、一層の多頻度運航と競争の促進を図るとともに、利用者利便の一層の向上に寄与するものであること等を勘案すると、本件申請は成田国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。